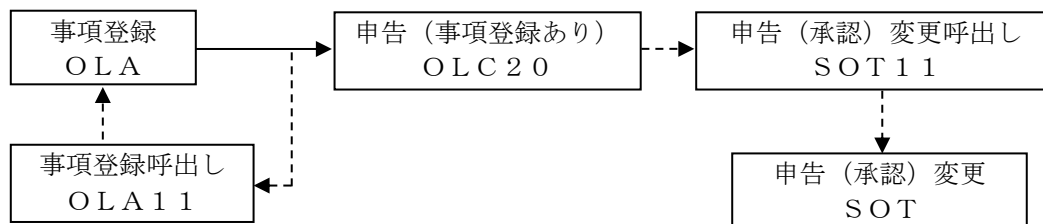


第2節 包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録手続

税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第13節（包括保税運送申告関係手続）により包括保税運送の承認を受けた者が、貨物を運送する場合の手続はこの節の定めるところによる。

なお、システムを使用して、包括保税運送承認に係る貨物の運送（以下この節において「個別運送」という。）を登録する場合は、事項登録業務を利用する方法と利用しない方法があり、個別運送の登録を行う者はいずれかを選択することができる。

【個別運送登録の流れ（事項登録業務を利用する場合）】



【個別運送登録の流れ（事項登録を利用しない場合）】



◎ 留意事項

システムを使用した個別運送の登録については、輸入貨物を対象とする。ただし、次の場合についてはシステムを使用して個別運送の登録を行うことができないので留意すること。

- ① 1件の個別運送につき5B/Lを超える場合（分割して申告できる場合を除く。）
- ② 1件の個別運送につきコンテナ本数が200件を超える場合（分割して申告できる場合を除く。）

1 個別運送事項の登録

(1) 個別運送事項の登録

「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）を利用して、個別運送の登録を行う者は、当該業務を実施する前に、次により個別運送事項をシステムに登録する。

登録した個別運送事項については、後記3(2)（登録の方法）により、「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）を実施するまでの間、訂正することができる。

イ 呼出しによらない方法

「保税運送申告事項登録」業務（業務コード：OLA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は、入力不可又は入力を要しない。

<共通部>

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

[2] 包括保税運送承認番号（「包括保税運送承認番号」欄）

包括保税運送承認番号を必須入力する。

[3] 申告官署コード（「申告官署」欄）

[4] 申告者コード（「申告者」欄左）

[5] 申告者名（「申告者」欄右）

[6] 申告者住所（連続入力）（「住所」欄）

[7] 自社・他社識別符号（「自社・他社」欄）

[8] 運送具コード（「運送具*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
A I R C R A F T	6
S H I P	1 1
B A R G E	1 6
R A I L E X P R E S S	2 5
T R U C K	3 1
O T H E R	1 7

[9] 運送目的コード（「運送目的*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
荷主指定蔵置場へ搬入のため	S H I
RE-SHIPのため	R E S
F E E D E R 運送	F E D
旅具通関のための運送	B A G
その他	O T H

[10] 運送種別コード（「運送種別」欄）

[11] 運送期間開始予定日（「運送期間」欄左）

[12] 運送期間終了予定日（「運送期間」欄右）

[13] 発送地コード（保税地域）（「保税地域」欄）

発送地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[14] 発送地コード（船卸場所）（「バース」欄）

[15] 船卸港コード（「港」欄左）

[16] 発送地名（「港」欄右）

[17] 到着地コード（「到着地」欄左）

到着地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[18] 到着地名（「到着地」欄右）

[19] 記事1（「記事1」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

[20] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

収容先コンテナ番号をシステムから自動抽出する場合は「Y」を必須入力する。

※ 以下 [21] から [44] までの項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[21] 貨物管理番号（「貨物管理番号*」欄）

運送する貨物のB/L番号（CT-B/L番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[22] 品名（「品名」欄）

貨物の品名を必須入力する。

[23] 代表品目番号（「品目番号」欄）

[24] 記号番号（「記号番号」欄）

貨物の記号番号を必須入力する。

[25] 最初蔵入・総保入年月日（「最初蔵入・総保入日」欄）

蔵入承認又は総保入承認を受けている場合は、最初に蔵入承認又は総保入承認を受けた年月日を西暦（8桁）で入力する。

[26] 保税工場製品識別（「保税工場製品」欄）

保税工場製品貨物の場合は、「Y」を入力する。

[27] 原産地又は製造地コード（「原産地」欄）

原産地又は製造地の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[28] 積出地コード（「積出地」欄）

積出地を国連LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[29] 船舶コード（「船舶」欄左）

積載船舶を船舶コードで入力する。

船舶コードがシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。

[30] 積載船名（「船舶」欄右）

「船舶」欄左に「9999」を入力した場合は、積載船舶名を必須入力する。

[31] 入港年月日（「入港日」欄）

積載船の入港年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[32] 輸入者等コード（「輸入者」欄左）

① 輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。

なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。

② システムに登録されている荷受人コード又は荷送人コードと異なる場合は必須入力する。

③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。

[33] 輸入者等名（「輸入者」欄右）

次のいずれかに該当する場合は、輸出入者名を必須入力する。

① 「輸入者」欄左を入力しなかったとき。

② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。

※ [34] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[34] 他法令コード（「他法令」欄）

関税法第 70 条（証明又は確認）に規定する許可又は承認等が必要とされる貨物については、他法令コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

5 法令を超える場合は「記事 2」欄に入力する。

[35] 個数（「個数」欄左）

貨物の個数を必須入力する。

個数により入力することができない貨物の場合は、「1」を入力する。

[36] 個数単位コード（「個数」欄右）

個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[37] 総重量（「総重量」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[38] 重量単位コード（「総重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[39] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[40] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で入力する。

[41] 価格（「価格」欄左）

[42] 通貨種別コード（「価格」欄右）

※ [43] の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[43] 発送地リマークコード（「発送地リマーク」欄）

発送地にリマークがある場合は、リマークコード（「業務コード集」参照）を入力する。

[44] 記事 2（「記事 2」欄）

価格の建値、発送地リマークの補足事項（リマーク個数等）及び他法令コード等税関の審査に必要な場合に、必要に応じて入力する。

<繰返部>

※ 以下 [45] から [47] までの項目は、最大 200 欄まで繰り返し入力することができる。

[45] 収容先コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

コンテナ貨物の場合は、コンテナ番号を入力する。

[46] 申告欄番号（「欄番号」欄）

「コンテナ番号」欄を入力した場合は、当該コンテナ番号に対応する貨物管理番号の申告欄番号を必須入力する。なお、申告欄番号が複数ある場合は、昇順で入力する。

（入力例）

「1」 「1 2 3」 「2 4 5」

※ [47] の項目は、最大 6 欄まで繰り返し入力することができる。

[47] シール番号（「シール番号」欄）

運送するコンテナのシール番号を入力する。

ロ 呼出しによる方法

「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：OLA11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、システムに登録されている貨物情報と共通の事項が、「保税運送申告事項呼出情報（貨物情報）」（出力情報コード：SAS1380）として応答画面に出力されることから、出力された事項を確認の上、前記イ（呼出しによらない方法）に準じて追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可又は入力を要しない。

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

[2] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

コンテナ番号を自動抽出する場合は「Y」を入力する。

※ [3] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[3] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

個別運送事項の登録を行う貨物管理番号を入力する。

(2) 出力情報

前記(1)（個別運送事項の登録）により、個別運送事項の登録を行った場合は、次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
保税運送申告入力控情報	SAS1360	なし	登録者

2 個別運送事項の訂正

(1) 個別運送事項の訂正

前記1（個別運送事項の登録）により、システムに登録した個別運送事項を「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）による個別運送の登録前に訂正する場合は、次による。

イ 呼出しによらない方法

「保税運送申告事項登録」業務（業務コード：OLA）を利用して、個別運送管理番号並びに前記1（個別運送事項の登録）により登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：OLA11）を利用して、次の事項を入力して送信することにより、システムに登録されている個別運送事項の内容が、「保税運送申告事項呼出情報（保税運送申告情報）」（出力情報コード：SAS1370）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可又は入力を要しない。

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

個別運送管理番号を必須入力する。

[2] コンテナ自動抽出識別（「コンテナ自動抽出」欄）

※ [3] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[3] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

(2) 出力情報

前記(1)（個別運送事項の訂正）により、個別運送事項を訂正した場合は、登録者に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 個別運送登録

(1) 登録方法の種類

個別運送の登録方法は次のとおりである。

イ 通常の登録

通常の登録とは、後記(2)（登録の方法）により即時に登録を行うことをいう。

ロ 搬入時自動起動による登録

搬入時自動起動による登録とは、後記(2)（登録の方法）により自動起動する旨をシステムに登録した後、発送地への搬入確認を契機として登録が自動起動することをいう。

(2) 登録の方法

イ 前記1(1)（個別運送事項の登録）による個別運送事項を登録している場合

「保税運送申告（事項登録あり）」業務（業務コード：OLC20）を利用して、次の事項を入力し送信する。

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

個別運送管理番号を必須入力する。

[2] 搬入時・開庁時識別符号（「搬入時・開庁時識別」欄）

次の区分に応じたコードを入力する。

区 分	コード
搬入時申告（搬入時個別運送）	I
通常申告	入力しない。

ロ 前記1(1)（個別運送事項の登録）による個別運送事項を登録していない場合

(イ) 呼出しによらない方法

「保税運送申告」業務（業務コード：OLC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可又は入力を要しない。

< 共通部 >

[1] 処理区分コード（「処理区分*」欄）

「9」（登録）を必須入力する。

[2] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

[3] 包括保税運送承認番号（「包括保税運送承認番号」欄）

包括保税運送承認番号を必須入力する。

[4] 搬入時・開庁時識別符号（「搬入時・開庁時識別」欄）

搬入時自動起動による登録の場合は、「I」を入力する。

[5] 申告官署コード（「申告官署」欄）

[6] 申告者コード（「申告者」欄左）

[7] 申告者名（「申告者」欄右）

[8] 申告者住所（連続入力）（「住所」欄）

[9] 自社・他社識別符号（「自社・他社」欄）

[10] 運送具コード（「運送具*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
A I R C R A F T	6
S H I P	1 1
B A R G E	1 6
R A I L E X P R E S S	2 5
T R U C K	3 1
O T H E R	1 7

[11] 運送目的コード（「運送目的*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
荷主指定蔵置場へ搬入のため	S H I
RE—SHIPのため	R E S
F E E D E R 運送のため	F E D
旅具通関のための運送のため	B A G
その他	O T H

[12] 運送種別コード（「運送種別」欄）

[13] 運送期間開始予定日（「運送期間」欄左）

[14] 運送期間終了予定日（「運送期間」欄右）

[15] 発送地コード（保税地域）（「保税地域」欄）

発送地を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[16] 発送地コード（船卸場所）（「バース」欄）

[17] 船卸港コード（「港」欄左）

[18] 発送地名（「港」欄右）

[19] 到着地コード（「到着地」欄左）

運送先を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[20] 到着地名（「到着地」欄右）

[21] 記事1（「記事1」欄）

税関における審査に必要となる事項等を入力する。

※ 以下 [22] から [45] までの項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[22] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）
B/L 番号（C T-B/L 番号を含む。）又は輸出管理番号を必須入力する。

[23] 品名（「品名」欄）
品名を必須入力する。

[24] 代表品目番号（「品目番号」欄）

[25] 記号番号（「記号番号」欄）
貨物の記号番号を必須入力する。

[26] 最初蔵入・総保入年月日（「最初蔵入・総保入日」欄）
蔵入承認又は総保入承認を受けている場合は、最初に蔵入承認又は総保入承認を受けた年月日を西暦（8桁）で入力する。

[27] 保税工場製品識別（「保税工場製品」欄）
保税工場製品貨物の場合は「Y」を入力する。

[28] 原産地又は製造地コード（「原産地」欄）
原産地又は製造地の国名を国名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[29] 積出地コード（「積出地」欄）
積出地を国連 LOCODE（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[30] 船舶コード（「船舶」欄左）
積載船舶を船舶コードで必須入力する。
船舶コードがシステムに登録されていない場合又は航空貨物の場合は、「9999」を入力する。

[31] 積載船名（「船舶」欄右）
船舶コードがシステムに登録されていない場合は、積載船名を必須入力する。
航空貨物の場合は便名を入力する。

[32] 入港年月日（「入港日」欄）
積載船（機）が入港した年月日を西暦（8桁）で必須入力する。

[33] 輸入者等コード（「輸入者」欄左）
① 輸出入者コードを有する輸出入者の場合は、輸出入者コードを入力する。
なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。
② システムに登録されている荷受人コード又は荷送人コードと異なる場合は必須入力する。
③ ①から②に該当しない場合は、入力不可。

[34] 輸入者等名（「輸入者」欄右）
次のいずれかに該当する場合は、輸出入者名を必須入力する。
① 「輸入者」欄左を入力しなかったとき。
② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。

※ [35] の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[35] 他法令コード（「他法令」欄）
関税法第 70 条（証明又は確認）に規定する許可又は承認等が必要とされる貨物について

ては、他法令コード（「業務コード集」参照）を必須入力する。

5 法令を超える場合は「記事 2」欄に入力する。

[36] 個数（「個数」欄左）

貨物の個数を必須入力する。

なお、個数により入力することができない貨物の場合は、「1」を入力する。

[37] 個数単位コード（「個数」欄右）

個数の単位を包装種類コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[38] 総重量（「総重量」欄左）

貨物の総重量を必須入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[39] 重量単位コード（「総重量」欄右）

重量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[40] 容積（「容積」欄左）

貨物の容積を入力する。

なお、小数点以下第 3 位まで入力することができる。

[41] 容積単位コード（「容積」欄右）

「容積」欄左を入力した場合は、容量の単位を数量単位コード（総重量及び総容積）（「業務コード集」参照）で必須入力する。

[42] 価格（「価格」欄左）

[43] 通貨種別コード（「価格」欄右）

※ [44] の項目は、最大 5 欄まで繰り返し入力することができる。

[44] 発送地リマークコード（「発送地リマーク」欄）

発送地リマークがある場合は、リマークコード（「業務コード集」参照）を入力する。

[45] 記事 2（「記事 2」欄）

発送地リマークの補足事項（リマーク個数等）及び他法令等について、必要に応じて入力する。

< 繰返部 >

※ 以下 [46] から [48] までの項目は、最大 200 欄まで繰り返し入力することができる。

[46] 収容先コンテナ番号（「コンテナ番号」欄）

コンテナ貨物の場合は、収容先コンテナ番号を入力する。

[47] 申告欄番号（「欄番号」欄）

収容先コンテナ番号を入力した場合は、申告する貨物管理番号に対応する申告欄番号を入力する。なお、申告欄番号が複数ある場合は、昇順で入力する。

（入力例）

「1」 「1 2 3」 「2 4 5」

[48] シール番号（「シール番号」欄）

(㊦) 呼出しによる方法

「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：OLC11）を利用して、次の事項を入力し送

信することにより、システムに登録されている貨物情報が「保税運送申告呼出情報（貨物情報）」（出力情報コード：S A S O 4 6 1）として応答画面に出力されることから、出力された事項について確認の上、前記イ（呼出しによらない方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、先頭に「#」が付された項目は入力不可又は入力を要しない。

[1] 保税運送申告番号、個別運送管理番号または特定保税運送番号（「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄）

※ [2] の項目は、最大5欄まで繰り返し入力することができる。

[2] 貨物管理番号（「貨物管理番号」欄）

個別運送の登録を行う貨物管理番号を入力する。

(3) 出力情報

前記3(2)（登録の方法）により個別運送が登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
個別運送受付情報	S A S O 4 3 1 (1欄用)	包括保税運送承認に係る個別運送情報登録を行った場合。	登録者
	S A S O 4 4 1 (複数欄用)		発送地保税地域（注） 到着地保税地域（注） 税関（保税担当部門）

（注）登録者が管理する保税地域の場合は配信されない。

4 登録内容の訂正又は取消し

(1) 自動起動前における訂正又は取消し

イ 「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：O L C 1 1）を利用する場合

「保税運送申告呼出し」業務（業務コード：O L C 1 1）を利用する場合、「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄に個別運送管理番号を入力し送信することにより、システムに登録された内容が「保税運送申告呼出情報（保税運送申告情報）」（出力情報コード：S A S O 4 5 1）として応答画面に出力されることから、出力された事項について確認の上、訂正の場合は「処理区分*」欄に「5」（自動起動前の訂正）を入力し、前記3(2)（登録の方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

また、取消しの場合は「処理区分*」欄に「1」（自動起動前の取消し）を入力し送信する。

ロ 「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：O L A 1 1）を利用する場合

「保税運送申告事項登録呼出し」業務（業務コード：O L A 1 1）を利用する場合、「保税運送申告番号（個別運送管理番号）」欄に個別運送管理番号を必須入力し送信することにより、システムに登録された内容が「保税運送申告事項呼出情報（保税運送申告情報）」（出力情報コード：S A S 1 3 7 0）として応答画面に出力されることから、出力された事項について確認の上、前記1(1)（個別運送事項の登録）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、本業務を利用する場合は、前記1(1)（個別運送事項の登録）による個別運送事項を登録した状態となることから、前記3(2)イ（前記1(1)（個別運送事項の登録）による個別運送事項を登録している場合）により、再度、個別運送登録を行う必要があるため留意する。

(2) 登録後における訂正又は取消し

イ 訂正又は取消しの方法

個別運送情報の登録後に訂正又は取消しを行う場合は、「保税運送申告（承認）変更呼出し」業務（業務コード：SOT11）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、前記3(2)（登録の方法）によりシステムに登録した内容が「保税運送申告（承認）変更呼出情報」（出力情報コード：SAS0561）として、応答画面（「保税運送申告（承認）変更」業務（業務コード：SOT）を登録するための入力画面）に出力される。

[1] 処理区分コード（「処理区分*」欄）

次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
訂正	5
取消し	1

[2] 保税運送申告番号（個別運送管理番号）（「保税運送申告番号（個別運送管理番号*」欄）

個別運送管理番号を必須入力する。

応答画面に出力された事項について確認し、貨物管理番号ごとに次の事項を入力するとともに、前記3(2)（登録の方法）に準じて訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

ただし、貨物の発送後における訂正は、到着地の訂正及び個別運送情報の一部取消し（1件の個別運送情報につき複数の貨物管理番号を登録していた場合において、発送されていない貨物管理番号についての取消し）に限られる。また、他の事項の訂正又は取消しを行うことはできない。

[1] 訂正区分コード（「訂正区分」欄）

「処理区分*」欄に「5」（訂正）を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。

区 分	コード
取消し	3
訂正又は訂正なし	5

(入力例)

（前提）1件の個別運送情報登録において、貨物A、Bを登録していた場合の訂正等		処理区分 （共通項目）	貨物Aの 訂正区分 （欄項目）	貨物Bの 訂正区分 （欄項目）
訂正の場合	貨物Bの取消しのみ （欄項目）	5 （訂 正）	5 （訂正なし）	3 （取消し）
取消しの場合		1 （取消し）	（入力しない。）	（入力しない。）

ロ 出力情報

前記イ（訂正又は取消しの方法）により個別運送情報の訂正し又は取り消した場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
個別運送訂正受付情報	S A S 0 4 9 1 (1 欄用) 又は S A S 0 5 0 1 (複数欄用)	包括保税運送承認に係る個別運送の訂正の場合。	登録者 発送地保税地域 (注) 到着地保税地域 (注) 税関 (保税担当部門)
到着地取消通知情報	S A S 0 5 3 0	包括保税運送承認に係る個別運送の到着地を変更した場合。	訂正前の到着地保税地域 (注)
個別運送取消通知情報	S A S 0 5 2 0	包括保税運送承認に係る個別運送の取り消した場合。	登録者 発送地保税地域 (注) 到着地保税地域 (注) 税関 (保税担当部門)

(注) 登録者が管理する保税地域の場合は配信されない。

5 貨物の発送手続及び到着確認

(1) 運送貨物の発送手続

発送地の倉主等は、運送貨物の発送については第2章第4節（貨物の搬出関係手続）による手続を行うものとするが、この他、到着地がシステムに参加していない場合には、関税法基本通達 63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に準じた手続を行う必要があることから留意すること。

(2) 運送貨物の到着確認

イ 到着地がシステムに参加している場合

到着地の倉主等は、第2章第3節（貨物の搬入関係手続）による手続を行う。

ロ 到着地がシステムに参加していない場合

関税法基本通達 63-24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に準じて取扱う。
なお、「個別運送訂正受付情報」（出力情報コード：S A S 0 4 9 1（1 欄用）又は S A S 0 5 0 1（複数欄用））又は送り状の到着地税関への提出後、システムでの後続業務が利用可能となる。この場合において「個別運送訂正受付情報」（出力情報コード：S A S 0 4 9 1（1 欄用）又は S A S 0 5 0 1（複数欄用））の「到着地」欄の右に「*」（システム不参加表示）が出力される。